



# 技能講習の受講資格と講習料について 【消費税含む】

床上操作式クレーン			登録番号 第20-1号		
受講時間	受講資格	講習日数	講習料	テキスト代	受講料金
一般コース	20時間 ◆未経験者、他コースの受講資格に該当しない方	3日	38,000	2,000	40,000
	16時間 ◆移動式クレーン、デリック、揚貨装置いずれかの運転士免許保有者 ◆小型移動式クレーン運転又は玉掛け技能講習修了者	3日	34,000	2,000	36,000

小型移動式クレーン			登録番号 第20-2号		
受講時間	受講資格	講習日数	講習料	テキスト代	受講料金
一般コース	20時間 ◆未経験者、他コースの受講資格に該当しない方	3日	47,000	2,000	49,000
	16時間 ◆クレーン、デリック、揚貨装置いずれかの運転士免許保有者 ◆床上操作式クレーン運転又は玉掛けの技能講習修了者	3日	41,000	2,000	43,000

ガス溶接			登録番号 第20-3号		
受講時間	受講資格	講習日数	講習料	テキスト代	受講料金
一般コース	13時間 ◆経験、資格は問いません	2日	18,000	2,000	20,000

フォークリフト			登録番号 第20-4号		
受講時間	受講資格	講習日数	講習料	テキスト代	受講料金
一般コース	35時間 ◆自動車運転免許のない方で、フォークリフトの運転経験のない方	5日	43,000	2,000	45,000
	31時間 ◆大型特殊(カタビラ付限定)、大型、中型、普通自動車運転免許のいずれかの保有者でフォークリフトの運転経験のない方	4日	38,000	2,000	40,000
	11時間 ◆大型特殊自動車免許(カタビラ付限定は資格不可)保有者 ◆大型特殊(カタビラ付限定)・大型・中型・普通自動車運転免許いずれかの保有者で、小型フォークリフト特別教育修了後1トン未満のフォークリフトの運転業務に3ヶ月以上従事した経験者	2日	23,000	2,000	25,000

車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)			登録番号 第20-5号		
受講時間	受講資格	講習日数	講習料	テキスト代	受講料金
一般コース	38時間 ◆未経験者、他コースの受講資格に該当しない方	5日	96,000	2,000	98,000
	18時間 ◆自動車運転免許のない方で小型車両系特別教育修了後、3トン未満の小型車両系建設機械の運転業務に6ヶ月以上従事した経験者	3日	55,000	2,000	57,000
	14時間 ◆大型特殊自動車運転免許保有者 ◆不整地運搬車技能講習修了者 ◆大型・中型・普通自動車運転免許いずれかの保有者で小型車両系特別教育修了後、3トン未満の小型車両系建設機械の運転業務に3ヶ月以上従事した経験者	2日	44,000	2,000	46,000

※建設機械施工管理技士の資格をお持ちの方は、弊教習センターへお問合せ下さい。

上記、各自動車運転免許に関しては2種免許を含みます。

車両系建設機械(解体用)			登録番号 第20-6号		
受講時間	受講資格	講習日数	講習料	テキスト代	受講料金
一般コース	5時間 ◆車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削)運転技能講習修了者	1日	21,000	2,000	23,000

※建設機械施工管理技士の資格をお持ちの方は、弊教習センターへお問合せ下さい。

不整地運搬車			登録番号 第20-7号		
受講時間	受講資格	講習日数	講習料	テキスト代	受講料金
一般コース	15時間 ◆自動車運転免許のない方で小型車両系建設機械又は不整地運搬車の特別教育を修了後、運転業務に6ヶ月以上従事した経験者	3日	44,000	2,000	46,000
	11時間 ◆大型特殊自動車運転免許保有者 ◆大型、中型、普通自動車運転免許のいずれかの保有者で小型車両系建設機械又は小型不整地運搬車の特別教育を修了後、運転業務に3ヶ月以上従事した経験者 ◆車両系建設機械(整地・運搬・積込み・掘削用)又は車両系建設機械(解体用)技能講習修了者 ◆建設機械施工管理技術検定1級に合格した方で、実地試験においてトラクター系建設機械操作施工法を選択しなかった方 ◆建設機械施工管理技術検定2級に合格した方で、実地試験において第2種：ショベル系建設機械、第3種：モーター・グレーダー、第4種：締固め建設機械、第5種：舗装用建設機械、第6種：基礎工事用建設機械いずれかの操作施工法に合格した方	2日	41,000	2,000	43,000

高所作業車			登録番号 第20-8号		
受講時間	受講資格	講習日数	講習料	テキスト代	受講料金
一般コース	17時間 ◆自動車運転免許のない方で、高所作業車の運転経験のない方	3日	48,000	2,000	50,000
	14時間 ◆大型特殊、大型、中型、普通自動車運転免許のいずれかの保有者 ◆フォークリフト、ショベルローダー、車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)・(解体用)・(基礎工事用)・不整地運搬車いずれかの技能講習修了者 ◆建設機械施工管理技術検定1級または2級に合格した方	2日	44,000	2,000	46,000
	12時間 ◆移動式クレーンの運転士免許保有者 ◆小型移動式クレーン技能講習修了者	2日	41,000	2,000	43,000

玉掛け			登録番号 第20-9号		
受講時間	受講資格	講習日数	講習料	テキスト代	受講料金
一般コース	19時間 ◆未経験者、他コースの受講資格に該当しない方	3日	25,000	2,000	27,000
	15(2)時間 ◆クレーン、移動式クレーン、デリック、揚貨装置いずれかの運転士免許保有者 ◆床上操作式クレーン運転又は小型移動式クレーン運転技能講習修了者	3日	21,000	2,000	23,000

# 受講資格と受講料について (受講料は講習代とテキスト代の合計金額)※消費税含む

◆ 作業主任者技能講習 (福岡・長崎・鹿児島・各教習センターで開催)						
講習科目	受講時間	講習日数	講習料	テキスト代	受講料	受講資格
① 地山の掘削及び土止めの支保工	17時間	2.5日	22,000	3,000	25,000	・実務経験が3年以上ある満21歳以上の方で、尚且つ申込書内の事業主証明欄に会社の証明が取れる方 ※短縮コースの受講資格につきましては、鹿児島教習センターまでお問い合わせ下さい。 TEL0995-62-7575
② 型枠支保工の組立て等	13時間	2日	17,500	2,500	20,000	
③ 足場の組立て等 ※③は特別教育の修了証が必要です。	13時間	2日	17,500	2,500	20,000	
④ 建築物の鉄骨の組立て等	11時間	2日	17,500	2,500	20,000	
⑤ コンクリート造の工作物の解体等	13時間	2日	17,500	2,500	20,000	

◆ 特別教育 [労働安全衛生法第59条]				
講習科目	機種・講習内容・受講対象者等	講習時間(日数)	受講料(消費税含む)	
小型車両系建設機械(整地等)	機体重量 3トン未満 (助成金対象)	13時間(2日)	17,000	
締固め用機械(ローラー)	機体重量 制限無し (助成金対象)	10時間(1.5日)	17,000	
小型フォークリフト	最大荷重1トン未満の運転業務	12時間(2日)	17,000	
高所作業車	作業床の高さ10m未満 (助成金対象)	9時間(1.5日)	17,000	
クレーン(5t未満)	吊り上げ荷重5トン未満 (助成金対象)	13時間(2日)	19,000	
伐木作業(チェーンソー)18時間	安全衛生特別教育規程第10条の見直しに伴う新カリキュラム18時間講習	18時間(3日)	26,000	
伐木作業(チェーンソー)補講	大径木の伐木作業特別教育(16時間)を修了した伐木作業者に対する安全教育的な法定補講	2.5時間(0.5日)	8,000	
アーク溶接	アーク溶接従事者の作業安全教育 (助成金対象)	21時間(3日)	25,000	
粉じん作業	粉じん作業者に対する安全教育 (助成金対象)	4.5時間(1日)	12,000	
自由研削と石(グラインダ)	自由研削と石の取替え、取替え時の試運転業務 (助成金対象)	6時間(1日)	12,000	
酸素欠乏危険場所作業(2種)	酸素欠乏危険場所作業(硫化水素含む)従事者 (助成金対象)	5.5時間(1日)	13,000	
低圧電気取扱い	交流電圧600V以下の回路の敷設・修理・清掃・開閉器の操作の業務従事者 (助成金対象)	14時間(2日)	17,000	
足場の組立て等に係る特別教育	足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務 (助成金対象)	6時間(1日)	15,000	
ロープ高所作業	ロープ高所作業に対する安全教育 (助成金対象)	7時間(1日)	14,000	
フルハーネス型墜落制止用器具作業	高さが2m以上の箇所であって作業床を設けることが困難な作業 (助成金対象)	6時間(1日)	13,000	
テールゲート操作業務	テールゲートリフターの操作の業務	6時間(1日)	17,000	

◆ 安全衛生教育等 [労働安全衛生法第60条等]			
講習科目	機種・講習内容・受講対象者等	講習時間(日数)	受講料(消費税含む)
刈払機取扱作業	刈払機作業に対する安全教育	6時間(1日)	13,000
振動工具取扱作業	チェーンソー・刈払機を除く振動工具取扱者への安全教育	4時間(0.5日)	11,000
刈払機・振動工具取扱作業	刈払機及び振動工具作業者への安全教育	10時間(1.5日)	19,000
安全衛生教育(再教育)	玉掛け5時間(1日)・フォークリフト6時間(1日)・車両系(整地等)6時間(1日)		10,000

技能講習(科目・コース別受付時間)							
受講科目及び受講コースによって開講時間が異なります受講に際しては下記一覧表をご確認ください。							
午前8時15分受付開始							
受講科目	コース時間	受講科目	コース時間	受講科目	コース時間	受講科目	コース時間
床上操作式クレーン	20時間(3日)コース	フォークリフト	35時間(5日)コース	車両系(解体用)	5時間(1日)コース	玉掛け	19時間(3日)コース
	16時間(3日)コース		31時間(4日)コース		15時間(3日)コース		15(2)時間(3日)コース
小型移動式クレーン	20時間(3日)コース	車両系建設機械(整地等)	11時間(2日)コース	不整地運搬車	11時間(2日)コース	作業主任者技能講習	
	16時間(3日)コース		38時間(5日)コース		17時間(3日)コース		特別教育・安全衛生教育
ガス溶接	13時間(2日)コース		18時間(3日)コース	高所作業車	14時間(2日)コース		
			14時間(2日)コース		12時間(2日)コース		

## キャタピラー九州 CAT

鹿児島労働局長登録教習機関

### キャタピラー九州株式会社 鹿児島教習センター TEL0995-62-7575

■鹿児島支店 TEL 0995-63-3136	■鹿児島営業所 TEL 099-261-7200	■関連登録教習機関	・長崎教習センター TEL 0957-25-3735
■川内営業所 TEL 0996-26-2224	■奄美営業所 TEL 0997-62-3661	・福岡教習センター TEL 092-924-1455	・熊本教習センター TEL 096-232-9775
■鹿屋営業所 TEL 0994-65-5355		・北九州会場 TEL 093-571-4426	・大分教習センター TEL 097-573-5955
		・佐賀教習センター TEL 0952-68-2133	・宮崎教習センター TEL 0985-78-3500